

○米沢市住民基本台帳の閲覧に関する要綱

平成18年11月1日

告示第233号

改正 平成20年2月12日告示第14号

平成28年3月25日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(請求及び申出)

第2条 法第11条第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出して当該請求を行うものとする。

(1) 次号に掲げるもの以外のもの 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書（一般用）

(様式第1号)

(2) 当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(犯罪捜査等用) (様式第2号)

2 法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をしようとする者は、当該申出に係る閲覧をしようとする日の14日前までに住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書（様式第3号）を市長に提出して当該申出を行うものとする。

(承認等)

第3条 市長は、前条第2項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行った者（以下「申出者」という。）に当該申出に係る閲覧をさせ、又は閲覧をさせないことについて住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する通知書（様式第4号。以下「通知書」という。）により速やかに当該申出者に通知するものとする。

2 市長は、個人である申出者の法第11条の2第3項に規定する申出を受けたときは、当該申出を承認し、又は承認しないことについて通知書により当該申出者に通知するものとする。

(照会及び回答)

第4条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和

60年自治省令第28号) 第2条第3項の規定による照会書及び回答書は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会(回答)書(様式第5号)とする。

(公表)

第5条 市長は、毎年1回、法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による公表を行うものとする。

2 前項に規定する公表は、米沢市公告式条例(昭和25年米沢市条例第12号)第2条第2項に規定する掲示場へ掲示するほか、次に掲げる方法のうち1以上の方法によって行うものとする。

- (1) 本市の発行する広報紙への掲載
- (2) インターネットの利用
- (3) その他市長が適当と認める方法

(平20告示14・一部改正)

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成20年2月12日告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第60号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(一般用)



住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				

様式第2号(第2条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(犯罪捜査等用)



住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

様式第3号(第2条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申出します。

申 出 者	氏名 (法人名及び代表者名)	㊟ (自署又は押印)	
	住所 (所在地)		
共 同 申 出 者 (共同申出者が いる場合のみ記 入)	氏名 (法人名及び代表者名)	㊟ (自署又は押印)	
	住所 (所在地)		
閲 覧 事 項 の 利 用 目 的			
申 出 に 係 る 住 民 の 範 囲			
閲 覧 者	氏名		
	住所		
閲 覧 事 項 取 扱 者 の 範 囲 (法人の場合の み記入)	活動責任者	住 所 (役職名)	
		氏 名	
	管 理 方 法		
調 査 研 究 の 内 容 (調査研究に利 用する場合のみ 記入)	成果の取扱い		
	実施体制		
委 託 者 (委託者がいる 場合のみ記入)	氏名 (法人名及び代表者名)		
	住所 (所在地)		

様式第4号(第3条関係)

(日本工業規格A4)

記 号 番 号  
年 月 日

様

米沢市長



住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する通知書

年 月 日付で受理した住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

閲 覧 の 可 否	閲覧させる ・ 閲覧させない	
閲覧させるとした場合の 閲覧日時及び場所	日 時	年 月 日 時
	場 所	
閲覧をさせないとした 場合の根拠法令、理由等		
委託者の承認の可否	承認する ・ 承認しない	
承認した委託者	氏名 (法人名及び代表者名)	
	住所 (所在地)	
委託者を承認しない理由		
この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 月以内に米沢市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったこと を知った日の翌日から起算して6月以内に米沢市を被告(米沢市長が被告の代表となります。 )として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。		

様式第5号(第4条関係)

(日本工業規格A4)

記 号 番 号  
年 月 日

様

米沢市長



住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会(回答)書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する通知書( 年 第 号)で通知したとおり、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることとしましたので、当該閲覧を行う際には、下記の回答書に署名及び押印をした上、持参してください。(本書を持参する代わりに個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、若しくは資格証明証等(本人の写真が貼付されたものに限る。)を持参してもかまいません。)

年 月 日

回 答 書

米沢市長 あて

年 月 日に提出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

住所

氏名



本書の有効期限 年 月 日

様式第1号（第2条関係）

（平28告示60・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平28告示60・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平28告示60・一部改正）

様式第4号（第3条関係）

（平28告示60・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平28告示60・一部改正）